

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがる日には、
翌日(たの翌日)に)

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
土地改良区の合併の認可
土地改良事業の認可申請の適否の決定
保安林の指定の解除予定（二件）
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

告示

鳥取県告示第五百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

鳥取県告示第五百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものと

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 松 内 科	鳥取市今町一丁目二二三	昭和六十一年六月六日
周 防 内 科 医 院	米子市上後藤字外浜道東三二一	昭和六十一年六月十二日
早瀬 医 院	鳥取市川端五丁目一〇六	昭和六十一年六月十五日
戸 口 田 整 形 外 科 医 院	米子市上福原一五九四	"
田 中 藥 局	東伯郡東郷町大字旭四〇五一	昭和六十一年六月二日
イ ッ シ ン 藥 局	米子市富士見町二丁目一二七	昭和六十一年六月一日

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐野薬局	米子市上後藤一〇一十五	昭和六十一年五月十五日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一一	昭和六十一年五月十六日

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、大山北部土地改良区、上万土地改良区及び上野福尾土地改良区の合併を昭和六十一年七月一日認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日	道府県名	申出の受理の年月日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一一	〃	全国	昭和六十一年五月十五日

鳥取県告示第五百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 合併により設立する土地改良区
大山北部土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
大山北部土地改良区
- 上万土地改良区
- 上野福尾土地改良区

鳥取県告示第五百九十六号

昭和六十一年七月四日

河原町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）西郷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十八号

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字柄原不動山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡閔金町大字閔金宿字上割二三九五の一・二三九五の二・二三九

八の三・字本谷二三九四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十七日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

変更前 鳥取市浜坂字高熊、字岩ヶ前、字東ウド、字西ウド、字揚田、

変更後 鳥取市浜坂字東ウドの全部並びに字高熊、字岩ヶ前、字西ウド、字湯原及び字上土居の各一部

字湯原及び字上土居の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

昭和六十一年六月三十日

昭和六十一年七月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

東浜坂団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次